**旅　費　規　程　サンプル**

（赴任旅費・海外旅費を含む）

○○株式会社

目 次

第１章　総　則 1

第２章　出張旅費 1

第３章　赴任旅費 2

第４章　雑　則 3

付　則 4

# **第１章　総　則**

（目的）

第 条　この規程は、就業規則第●●条の規定に基づき、役員および従業員の出張その他旅費に関する事項について定めたものである。

（適用範囲）

第 条　この規程は、従業員、役員の他、次の各号に掲げる者についても適用する。

1. パートタイム従業員（時給契約従業員）
2. 期間雇用契約社員（無期雇用に転換した契約社員を含む）
3. 嘱託従業員
4. 臨時雇い従業員（アルバイトなど）

（許可）

第 条　出張するときは、直属の上司の許可を得なければならない。

（報告および精算）

第 条　出張から帰着したときは、速やかに出張報告書を作成し、上司へ報告しなければならない。また、速やかに精算をおこなわなければならない。

（仮払い）

第 条　旅費は、出発前にその予定金額の範囲内で仮払いを受けることができる。

# **第２章　出張旅費**

（出張の定義と種類）

第 条　出張の定義および種類は次のとおりとする。

①日帰り出張：従業員の勤務地を起点として、片道１００ｋｍ以上の地域へ出向き、  
日帰りで帰着できるもの。

②宿泊出張　：宿泊を伴う出張。

（出張旅費の区分）

第 条　出張旅費とは、交通費、日当、宿泊費、支度金その他業務上必要とする合理的な費用をいう。

（支給区分および支給額）

第 条　出張中の交通費、日当および宿泊費の支給区分および支給額は別表１のとおりとする。

（交通費）

第 条　出張中の交通機関は原則として公共交通機関を利用することとし、もっとも経済的な経路および方法によるものとする。交通費の計算において、起点および終点は、原則として勤務地とする。ただし、自宅から出張先に直行する場合には自宅を起点とし、出張先から自宅に直帰する場合には自宅を終点とする。

（日当）

第条　日当は、出張のために要した日数に応じて支給する。なお、出張中に休日が介在し、出張先に滞在する場合にも支給する。

1. 午後出発または午前帰着の場合の日当は、所定の日当の５割を支給する。
2. ２週間以上長期にわたり出張地に滞在した場合には、次の割合をもって日当を支給する。
3. ２週間を超える部分に対しては日当の８割
4. ３週間を超える部分に対しては日当の６割
5. ４週間を超える部分に対しては日当の５割

（宿泊費）

第条　宿泊費は原則として、会社が指定する宿泊機関または会社で予約した宿泊機関の実費とする。ただし、従業員が任意に宿泊先を決める場合には、別表１の宿泊費を上限として、実費を支給する。

（支度金）

第条　海外出張の準備費用として、別表２のとおり支度金を支給する。ただし、過去において支度金の支給を受けた場合は、前回支度金の支給を受けた日から２年を経過している場合に限り支給する。

（実費払い）

第条　出張先での業務の都合または出張中の状況その他特別の理由によって、所定の旅費をもって支弁しがたいときは、実費を支給することがある。

1. 実費の支給にあたっては、支払を証明する領収書等を提出しなければならない。

（特例）

第条　上級者に随行し、または社外者に同行する場合には、上司の承認を得て、別表１に定める上級者または同行者のランクの交通機関を利用できる。

（不支給）

第条 出張中において、あらかじめ上司の許可を得て私事のために迂路を通過し、または滞留する場合には、余分の旅程および日数に対する旅費、日当および宿泊費は支給しない。

（付帯費用）

第条 出張中において、業務のために通信費、交際費、資料費その他付帯費用を支出したときは、旅費とは別に請求することができる。

# **第３章　赴任旅費**

（赴任旅費）

第条　従業員が転居をともなう転勤を命ぜられたときは、赴任旅費を支給する。

（赴任旅費の区分）

第条　赴任旅費とは、交通費、日当、宿泊費、赴任支度金、家財移転費、礼金・仲介手数料および家族旅費とする。

（赴任支度金）

第条　転勤、転居にともない発生するさまざまな費用の補填として、別表４のとおり赴任支度金を支給する。

（家財移転費）

第条　家財の移転に要する荷造梱包費、運賃および保険料その他直接輸送に必要な費用の実費を支給する。ただし、軽易な荷造作業は原則として従業員または家族でおこなうものとし、この作業にかかる費用が発生した場合には個人負担とする。

（礼金・仲介手数料）

第条　転勤先で住宅を賃借する場合には、赴任支度金の金額を限度に礼金および仲介手数料を支給する。

（家族旅費）

第条　従業員が扶養している同居の家族が、転勤する従業員とともに転居する場合は、交通費の実費を支給する。

# **第４章　雑　則**

（労働時間の扱い）

第条　出張中は原則として、所定労働時間を労働したものとみなす。ただし、労働時間を把握することが可能で、かつ、時間外労働をしたことが明らかなときは、時間外勤務手当を支給する。

（休日の移動）

第条　出張による移動のために休日を利用しなければならない場合は、その移動に要した時間、出発した時刻などを勘案し、１日または半日の休暇を与える。

（出張中の災害）

第条　従業員が出張中、事故、疾病、天災その他やむをえない事情で予定した日程以上の滞在をした場合は、その間の日当および宿泊費を支給する。また、不慮の事故またはその他特別の事由によって多額の出費を要し、所定の旅費をもって支弁できない場合は事実を証明できるものに限ってその実費を支給する。

（海外旅行傷害保険）

第条　海外出張者に対しては別表３のとおり海外旅行傷害保険を付保する。

1. 契約者および保険金受取人は会社、保険料は会社負担、被保険者は出張者、保険期間は出張期間とする。

（自動車賠償責任保険）

第条　海外の出張先でレンタカーなどの自動車を利用する場合は、自動車賠償責任保険に加入しなければならない。この保険料は会社が負担するものとし、付保範囲および付保額については、出張先に応じ会社が別途定める。

（海外出張精算レート）

第条　海外出張の精算レートは次のとおりとする。

1. 出発日のＴＴＳレート

# **付　則**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 制定 | 平成 21年10月1日 |  |
| 改定 | 平成 30年 8月2日 |  |
| 改定 | 令和 5年 2月28日 | 社員→従業員へ置換え、第2条（1）~（4）を就業規則サンプルに合わせて修正、第23条 就業時間→労働時間に修正 |

**別表１**

**国内出張時**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 等級区分  種別 | 役員 | １～３ | ４～６ | その他 |
| 鉄道 | グリーン | 普通 | 普通 | 普通 |
| 航空機 | スーパーシート | 普通 | 普通 | 普通 |
| その他の交通機関 | 上級 | 普通 | 普通 | 普通 |
| 日当 | ５，０００円 | ３，５００円 | ２，５００円 | ２，５００円 |
| 宿泊費　東京地区 | １６，０００円 | １２，０００円 | １１，０００円 | １１，０００円 |
| その他の地区 | １４，０００円 | １０，０００円 | ９，０００円 | ９，０００円 |

**海外出張時**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 等級区分  種別 | 役員 | １～３ | ４～６ | その他 |
| 航空機 | ファーストクラス | ビジネスクラス | エコノミークラス | エコノミークラス |
| その他の交通機関 | 最上級 | 上級 | 普通 | 普通 |
| 日当 | ７０ＵＳ＄ | ５５ＵＳ＄ | ５０ＵＳ＄ | ５０ＵＳ＄ |
| 宿泊費 | 実費 | 実費 | 実費 | 実費 |
| （目安額） | (１３０ＵＳ＄) | (９０ＵＳ＄) | (８０ＵＳ＄) | (８０ＵＳ＄) |

**別表２**

**支度金**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 等級区分  種別 | 役員 | １～３ | ４～６ | その他 |
| 支度金 | １００，０００円 | ８０，０００円 | ６０，０００円 | ６０，０００円 |

**別表３**

**海外旅行傷害保険**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 等級区分  種別 | 役員 | １～３ | ４～６ | その他 |
| 死亡時 | ５０００万円 | ３０００万円 | ２０００万円 | ２０００万円 |
| 疾病時 | ８００万円 | ７００万円 | ７００万円 | ７００万円 |

**別表４**

**赴任支度金**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 等級区分  種別 | 役員 | １～３ | ４～６ | その他 |
| 本人 | ２００，０００円 | １６０，０００円 | １４０，０００円 | １４０，０００円 |
| 配偶者 | １００，０００円 | ８０，０００円 | ７０，０００円 | ７０，０００円 |
| その他の家族  （一人当たり） | ５０，０００円 | ４０，０００円 | ３５，０００円 | ３５，０００円 |